

災害救助法の見直しの経緯

平成27年1月

平成26年の地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定)

災害救助法の委任規定の活用を地方公共団体に通知

平成28年4月 熊本地震

平成28年12月

中央防災会議 防災対策実行会議熊本地震WG報告書

- ・より迅速、的確な救助の実施、災害救助の事務を円滑に行う
という観点から、現行法による救助の実施体制や広域調整の
在り方についても検討すべきである。

平成28年12月26日～平成29年12月14日

災害救助に関する実務検討会(全5回)

都道府県、政令市の実務経験者が参加

◎最終報告書

(内閣府の提言)

- ・都道府県との連携体制が確認された政令市に限り救助主体とする。
(都道府県の意見)
- ・指揮命令系統が二元化し、資源配分は政令市に偏るおそれがある。

平成30年2月1日～平成30年3月28日

災害救助事務の連携強化に関する協議の場(全4回)

宮城県、愛知県、兵庫県、仙台市、名古屋市、神戸市及び住宅
関係業界が参加し、協議

○実際の災害経験を踏まえ、政令市が救助主体となつたとしても、
資源配分は都道府県が一元的に担うべきであり、そのため
広域調整機能の明確化が必要であることが確認された。